

医療施設、社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策要綱

1. 目的

この要綱は、医療施設や社会福祉施設等の入浴施設におけるレジオネラ症の発症から同施設利用者の健康を守るため、入浴施設における衛生管理の徹底、指導の強化等の対策を定めることを目的とする。

2. 対象施設

対象とする施設（以下「対象施設」という）は、医療施設及び社会福祉施設等のうち県所管に係るものであって、循環式浴槽を使用する施設をいう。ただし、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の知事の許可を受けた施設は除く。

3. 対策上必要な措置

対象施設のレジオネラ症防止対策上必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）浴槽水は、4に定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- （2）浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。
- （3）浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- （4）1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。
- （5）浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ないし0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない等、上記により難しい場合は、保健所の指導を受けること。
- （6）前号において、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。
- （7）消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- （8）集毛器は、毎日清掃すること。
- （9）毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上、臓器移植患者、白血球減少患者、免疫不全患者等感染の恐れが高い者が使用する循環式浴槽水は1年に3回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上。）水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。
- （10）オーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。
- （11）浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。
- （12）打たせ湯及びシャワーには、循環浴槽水を使用しないこと。
- （13）脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、入浴者に衛生上の注意を喚起すること。
- （14）自主管理マニュアル及び点検表を作成して、職員に周知徹底するとともに、日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- （15）浴槽における原水又は原湯は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落と

し込む構造であること。

- (1 6) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1 時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を置くこと。
- (1 7) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、浴槽の底部に近い部分で循環している浴槽水が補給される措置が講じられていること。
- (1 8) 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- (1 9) 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

4 . 水質基準 浴槽水

1	濁度	5 度以下であること
2	過マンガン酸カリウム消費量	1 リットル中 2 5 ミリグラム以下であること
3	大腸菌群	1 ミリリットル中に 1 個以下であること
4	レジオネラ属菌	検出されないこと (1 0 0 ミリリットル中に 1 0 C F U 未満)

5 . 施設管理者の取り組み

対象施設の管理者 (以下「施設管理者」という。) は、前記 3 の基準に適合するよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 前記 3 のほか循環式浴槽の管理に関する国の指針、マニュアル等を参考として、循環式浴槽の衛生保持と健康被害の防止に努める。

(註) 国の指針等について別紙参照

- (2) 衛生管理責任者の設置及び自主管理マニュアル等の作成

施設管理者は、入浴施設の衛生向上を図るため衛生管理責任者を置く。

衛生管理責任者は、国の指針・マニュアル等並びに本要綱に即して、自己が管理する入浴施設の構造等を踏まえ、自主管理マニュアルを整備する。

衛生管理責任者は、自主管理マニュアルに遵い、日々の衛生管理業務の確認を行うほか、清掃等の従事者に対する衛生教育等に努めるものとする。

衛生管理責任者は、入浴施設の衛生管理状況を記録した点検表を整備する。

- (3) 自主管理マニュアルの記載事項

自主管理マニュアルには、次の各項目を明記するものとする。

循環式浴槽の型式

循環式浴槽に係る日常の点検項目、点検実施方法及びその頻度

日常点検項目に係る改善措置の方法

菌検査の年間実施回数及びその予定時期

基準超過時の措置及び関係機関等への連絡体制

基準超過時の利用者に対する措置 等

(4) レジオネラ属菌の検査の実施と県への検査結果報告

対象施設は、前記自主管理マニュアルにより実施したレジオネラ属菌検査(注)の結果については、速やかに、医療施設については保健所に、社会福祉施設等については所管課に報告するものとする。

なお、基準値超過の場合は、直ちに、所管課及び管轄保健所にFAX等で連絡し指導を受けるものとする。

(注) 検査の時期は、原則として以下のとおりとする。

1 回検査の場合は、毎年4～6月

2 回検査の場合は、毎年4～6月及び9～11月

3 回以上検査の場合は、毎年4～6月及び9～11月に1回ずつ、それ以外の期間に1回以上行う。

6. 県の取り組み

県は、県民の健康保持のため、施設管理者等と十分な連絡を図り、各施設に対し、効果的な助言・指導等を行うものとする。

(1) 立入検査時及び指導監査時における衛生管理指導

医療施設

保健所は、医療法第25条に基づく立入検査の際、入浴施設の管理等について施設管理者に聴き取り又は現認を行い、適正管理について指導を行う。

社会福祉施設等

所管課は、社会福祉法第70条に基づく指導監査並びに介護保険法第76条、第90条及び第100条に基づく実地指導の際、入浴施設の衛生管理状況を把握し、施設管理者に対し、適正管理について指導を行う。また、必要に応じ、管轄保健所の指導を受けるよう指導を行うものとする。

(2) 検査報告を受けての衛生指導等

医療施設

保健所は、対象施設からのレジオネラ属菌の検査結果報告が基準値を超過していた場合には、施設管理者に対し、清掃、消毒、換水等の衛生指導の他、専門業者による施設の点検、改修等を求めるなど、状況に応じて、検出限界以下になるよう指導を行う。

また、必要に応じて、塩素濃度管理等衛生管理状況を確認できる資料の提出を求めるものとする。

社会福祉施設等

所管課は、対象施設からのレジオネラ属菌の検査結果報告が基準値を超過していた場合には、施設管理者に対し管轄保健所の衛生指導を受けるよう指導するとともに、管轄保健所に検査結果を連絡するものとする。

対象施設から指導依頼を受けた保健所は、施設管理者に対し、清掃、消毒、換水等の衛生指導の他、専門業者による施設の点検、改修等を求めるなど、状況に応じて、検出限界以下になるよう指導を行う。

また、必要に応じて、塩素濃度管理等衛生管理状況を確認できる資料の提出を求めるものとする。

(3) 緊急時の対応

所管課及び保健所は、(1) (2) の場合の他、健康被害の発生が懸念される情報等を得た場合には、速やかに関係機関並びに施設管理者等と十分連絡のうえ施設に対する指導等必要な措置を行うものとする。

その際、所管課及び保健所は、次の点について情報収集に努めるものとする。

当該施設内又は周辺においてレジオネラ症の感染の兆候の有無。

状況に応じて、医療機関等におけるレジオネラ症と診断されるような患者発生の有無。

7 . レジオネラ症患者発生時の対応

(1) 患者発生時の措置

所管課及び保健所は、レジオネラ症患者（疑いも含む。以下同じ。）が発生した場合には、速やかに、施設管理者に対して、入浴施設の使用を中止し、浴槽水の消毒を行わず、そのままの状態での保存し、保健所等の指示を待つべき旨を指示するものとする。

(2) 関連情報の収集

所管課及び保健所は、医療機関等からレジオネラ症患者の発生情報を得た場合、当該患者の入浴施設利用状況などの関連情報の速やかな収集に努めるものとする。

(3) 患者利用施設に対する指導及び確認

所管課及び保健所は、前項により、レジオネラ症患者が利用し、感染源である可能性が高いと認められる施設に対し、次により指導を行うものとする。

施設使用の中止及び浴槽水の現状保存

レジオネラ属菌検査の実施

塩素滅菌の実施状況など衛生管理状況の確認

(4) 施設利用者等への注意喚起

所管課及び保健所は、前項の施設において、レジオネラ属菌が検出された場合には、状況に応じた健康被害の拡大防止措置をとるものとする。

施設利用者に対する情報提供と注意喚起（検診の推奨）

医療機関への情報提供と患者情報の提供依頼

8 . 普及・啓発

(1) 衛生講習会等の実施

保健所は、施設管理者の衛生管理についての知識及び技術の普及を図るために、必要に応じて講習会等を開催する。

(2) 知識の普及

県（保健所を含む。）は、県民に対して、レジオネラ症に関する正しい情報・知識の提供を行う。

9 . 県と長崎市、佐世保市等との協力体制の構築

(1) 県は、レジオネラ症の発症を防止するため、長崎市、佐世保市と協力して対応する。

- (2) 県は、両市に、管内に所在する県所管の対象施設の衛生指導等の協力を依頼する。
- (3) 県は、医師会、社会福祉団体等の関係機関・団体と協力して、レジオネラ症防止のための情報交換や連携を密に行う。

【参考】

- 「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」
(平成 11 年 11 月 26 日厚生省生活衛生局長通知)
- 「新版レジオネラ症防止指針(概要)」
(平成 11 年 11 月 26 日厚生省生活衛生局長通知)
- 「医療機関内におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成 12 年 10 月 27 日厚生省医薬安全局安全対策課長通知)
- 「循環式浴槽におけるレジオネラ防止対策マニュアル」
(平成 13 年 9 月 11 日厚生労働省健康局生活衛生課長通知)
- 「公衆浴場法第 3 条第 2 項並びに旅館業法第 4 条第 2 項及び同法施行令第 1 条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針について」
(平成 14 年 10 月 29 日厚生労働省健康局長通知)